

令和7年度 保険福祉部運営方針

部局名 : 保険福祉部

部局長名 : 松下 良

基本方針（政策目標）

超高齢社会を迎え、社会保障費の増大が懸念される中においても、「第5次地域福祉計画」に定める施策・事業を着実に推進するとともに、保険事業を安定的かつ適切に運営します。

また、課題に対応するための効果的な施策を打ち出し、孤独・孤立に陥っている人や生活困窮者、高齢者、障がい者等の尊厳を守りつつ、誰もが住み慣れた地域社会で安心して健康に暮らすことができるよう、各種事業に取り組みます。

- ① 制度の狭間にある様々な課題を抱える人を適切な支援へとつなげられる連携体制の充実を図るため、重層的支援体制整備事業による分野横断的な支援体制づくりを推進します。
誰ひとり取り残さない社会をめざし、誰もが気軽に集い、軽食等を共にしながら、属性を問わず世代間の交流等ができる場として、官民連携で実施している居場所づくりをさらに進めています。
終活（人生の終わりに向けた準備）に関するさまざまな相談を受け、葬儀・納骨等の手続きについて支援するエンディングサポート事業を実施することで、高齢者が人生の最期まで安心して暮らせる体制を構築します。
- ② 高齢者が介護施設等で行うボランティア活動にポイントを付与し、ポイント数に応じて市内の特産品等と交換できる介護予防ボランティアポイント制度を創設することにより、高齢者の社会参加や地域貢献を促し、生きがいづくりを支援するとともに、介護予防の推進と健康寿命の延伸をめざします。
また、高齢者の身体・認知機能の維持・向上を目的に、もの忘れ検診やオリジナル認知症予防ダンスの周知等認知症の予防・改善に向けた取組を進めるとともに、認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見につなげるため、見守りアプリを導入し地域における見守り体制の強化を図ります。
さらに、引き続き、介護保険事業の円滑・適正な運営と、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

- ③ 個々のニーズに応じた適正な障がい福祉サービス等を提供することにより、障がい者や障がい児が地域社会の一員として人権が尊重され、自己選択と自己決定のもとで、サービス等利用計画の質の向上と多様なニーズへの対応を促進し、日常生活及び社会生活を営むことができるよう取り組みます。
- また、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めるため、市内事業所のバリアフリー化を支援します。さらに、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センター機能を強化し、地域における相談支援体制や多機関連携による切れ目のない支援体制の整備を進めるとともに社会資源の開発等を推進します。
- ④ 生活保護制度の周知、各種届出のオンライン提出の利用促進に努めるとともに、デジタルツールを活用した業務効率の向上をめざします。
- また、被保護者の自立に向けた就労支援の強化や医療費適正化による生活保護費の縮減に引き続き取り組みます。
- ⑤ 国民健康保険被保険者証の廃止に伴う、マイナ保険証や資格確認書への移行について適切な周知を行い、被保険者が混乱することなく、医療機関等に受診できるように努めます。
- また、保険料の口座振替化をさらに勧奨するとともに、納付漏れのある被保険者に直接アプローチして未納保険料の納付漏れを防ぐことや、納付相談機会の確保を行うことで収納率の向上、保険料の公平・公正な負担の実現をめざします。